

亀山市告示第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更が認可され、同条第2項において準用する法第62条第1項の規定により法第60条第3項第1号及び第2号に掲げる図書の写しの送付を受けたので、法第63条第2項において準用する法第62条第2項の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成29年3月14日

亀山市長 櫻井義之

1 都市計画の種類及び名称

四日市都市計画、鈴鹿都市計画及び亀山都市計画下水道事業
北勢沿岸流域下水道（南部処理区）

2 縦覧場所

亀山市建設部上下水道局下水道室

3 縦覧期間

平成29年3月14日から平成34年3月31日又は法第69条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第30条の2の規定により準用される法第30条第2項の通知を受ける日まで